

郡山市中古農機具等マッチング事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、離農、規模縮小等により、現に利用されていない又は近く利用されなくなる農機具等のうち、引き続き利用可能なものについて、提供者と譲受者を市がマッチングすること（以下「マッチング事業」という。）により、市はマッチング事業を通じて間接的に、農業経営の安定及び継続を図ることや、農業コストの削減と資源の有効活用を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古農機具等 現に利用されていない又は近く利用されなくなる農業用機械、施設等をいう。
- (2) 農業用機械 トラクター、コンバイン、田植機、管理機、草刈機等であり、問題なく利用でき主要部品の欠損がないこと等、一定期間の使用に耐える農業専用のものをいう。
- (3) 施設 パイプハウス、防風網支柱等であり、問題なく利用でき主要部品の欠損がないこと等、一定期間の使用に耐える農業専用のものをいう。
- (4) マッチング事業 郡山市が中古農機具等の売却又は破棄等を考えている提供者から申込みを受けた情報を中古農機具等の利用を希望する譲受者に提供することをいう。
- (5) 提供者 郡山市内に住所を有し、現在営農している又はかつて農業を営んでいた個人又は法人であり、中古農機具等の財産の処分権を有する中古農機具等を有償又は無償で提供することを希望する者をいう。
- (6) 譲受者 郡山市内において農業経営を営む者で、本市農業委員会農地基本台帳に記載のある個人又は法人であり、中古農機具等を農業の目的で有償又は無償で譲り受けることを希望する者かつ、対象物件を自身で引き取れる者をいう。

(対象となる中古農機具等)

第3条 マッチング事業の対象となる中古農機具等は、次に掲げる条件をすべて満たすものである。

- (1) 郡山市内に保管されており、引き続き農業生産活動に利用可能なもの。
- (2) 所有権が明確であり、譲渡に際し第三者の権利を侵害しないもの。

(市の役割)

第4条 市は、提供者が申請する中古農機具等の登録及び公開並びに譲受者の情報登録を行い、双方に紹介するのみであり、中古農機具等の動作確認、点検、整備、保管、運搬等を行わない。また、譲渡に係る交渉、契約等については、当事者間で行うものとし、市は関与しない。

(マッチング事業の利用)

第5条 本事業を利用できる者は、第2条に定める提供者及び譲受者とし、本事業の利用料金は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者は登録することができない。

- (1) 利害関係人に不利益や危害が及ぶ恐れがあると想定される者

(2) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
（中古農機具等の登録申込）

第6条 提供者は、譲渡する中古農機具等の登録に当たり、郡山市中古農機具等マッチング事業提供者申込書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。
（申込内容の掲載通知）

第7条 市長は、前条の申込みがあった場合は、速やかに内容を精査し、ホームページ等への掲載適否について郡山市中古農機具等マッチング事業譲渡情報掲載決定（不決定）通知書（第2号様式）により提供者に通知するものとする。
（マッチング事業登録台帳の登録）

第8条 マッチング事業登録台帳の管理は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、前条の通知が決定の場合においては、市が管理する中古農機具等マッチング事業登録台帳へ登録する。
- (2) 提供者は、中古農機具等の登録を取り下げの場合や掲載事項に変更があった場合は、市にその旨連絡（電話・郵送・FAX・メール可）を行い、市は中古農機具等マッチング事業登録台帳の変更を行う。
- (3) 市は、提供者からの依頼に基づき、ホームページ等へ情報を公開してから1年を経過しマッチング事業が成立されなかった物件については、中古農機具等マッチング事業登録台帳から抹消する。ただし、提供者からの申請による再延長は妨げない。
（ホームページへの掲載）

第9条 ホームページへの掲載は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、前条の情報については随時更新を行い、ホームページ及び窓口で公開する。
- (2) 提供者は、交渉が成立した場合、交渉成立後5日以内に市へその旨を連絡（電話・メール可）する。これにより、市はホームページ等に掲載した譲渡情報を削除するものとする。
（譲渡希望の申込）

第10条 譲受者は、中古農機具等で希望のものがあれば、郡山市中古農機具等マッチング事業譲受者申込書（第3号様式）を市長へ提出するものとする。

2 市は、提出された申込書を基に、双方の同意の上、連絡先等を提供する。なお、登録された中古農機具等に関する問い合わせは、譲受者が提供者に対して直接行うものとし、市は応じない。
（譲渡の交渉及び契約）

第11条 譲渡に係る交渉及び契約（売買、贈与）は、当事者双方の責任において提供者と譲受者が直接行うものとする。また、マッチング事業成立後の中古農機具等の契約の成否、機体の故障、破損、事故、瑕疵等については当事者間で解決するものであり、市は一切の責任を負わないものとする。
（禁止事項）

第12条 本事業に関する禁止事項は以下のとおりとする。

- (1) 本事業を通じて取得した中古農機具等を営利目的で転売する行為。

(2) 虚偽の情報による登録行為。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。